

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年4月19日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第32号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年つくば市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のつくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後のつくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年つくば市条例第19号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)—(5)（略）</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)—(5)（略）</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。</p> <p>附則（略）</p>